

合併協定書

吳 市
川 尻 町

- 1 合併の方式
豊田郡川尻町を廃し，その区域を呉市に編入する編入合併とする。
- 2 合併の期日
合併の期日は，平成16年4月1日とする。
- 3 財産及び公の施設の取扱い
川尻町の財産及び公の施設は，すべて呉市に引き継ぐものとする。
- 4 議会の議員の定数及び任期の取扱い
議会の議員については，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項の規定により，呉市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り，川尻町の区域により選挙区を設けるものとし，当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は2人とする。
- 5 農業委員会の取扱い
 - (1) 川尻町農業委員会は，呉市農業委員会に統合する。
 - (2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定により，川尻町農業委員会の選挙による委員のうち2人に限り，呉市農業委員会の委員の残任期間，引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 6 地方税の取扱い
地方税は，呉市の制度に統一する。ただし，両市町で税率の異なるものについては，市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。
- 7 一般職の職員の身分の取扱い
 - (1) 川尻町の一般職の職員は，すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。
 - (2) 職員の任免，給与その他身分の取扱いについては，呉市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとする。
- 8 特別職の身分の取扱い
川尻町の特別職の身分の取扱いについては，両市町の長が別に協議して定める。
- 9 行政組織機構の取扱い
 - (1) 川尻町役場は，支所とする。ただし，組織については，住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し，段階的に再編，見直しを図る。
 - (2) 川尻町に置かれている附属機関は，廃止するが，合併後の附属機関の在り方については，必要により適切な措置を行うものとする。

10 一部事務組合等の取扱い

川尻町が加入している一部事務組合等については，合併の日の前日をもって脱退する。ただし，芸南衛生組合については，新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。

11 使用料・手数料等の取扱い

(1) 使用料は，呉市の制度に統一するものとする。ただし，川尻町のコミュニティ関係，保健・福祉関係及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については，現行のとおりとする。

(2) 手数料は，呉市の制度に統一するものとする。

12 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については，合併後一元化することが望ましいものもあることから，それぞれの実情を尊重しながら，次のとおり調整を図るものとする。

(1) 両市町に共通している団体は，合併時に統合するよう調整に努める。

(2) 独自の目的を持った団体は，自主的な判断にゆだねる。

(3) 統合に時間を要する団体は，将来統合するよう調整に努める。

13 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

各種団体等に交付している補助金等については，合併後統一を図ることが望ましいものもあることから，過去の経緯や実情に配慮した上で，新市において検討することとし，当面，次のとおり調整を図るものとする。

(1) 両市町における同一又は同種の補助金等については，合併時に統合するよう調整に努める。

(2) 町独自の補助金等については，従来の実績を尊重し，市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

14 町字名の取扱い

川尻町の町字名については，川尻町の意向を尊重し，決定する。

15 慣行の取扱い

慣行の取扱いについては，原則として呉市の制度に統一するものとする。

16 各種事務事業の取扱い

16- 1 福祉制度の取扱い

(1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，川尻町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては，合併までに調整し，制度の統一を図っていくものとする。

(2) 保育料は，呉市の基準に統一するものとする。

16- 2 介護保険事業の取扱い

- (1) 原則として呉市の制度に統一するものとする。ただし、川尻町地域の介護保険サービスの充実に努めるものとする。
- (2) 介護保険料は、呉市の基準に統一するものとする。

16- 3 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 原則として呉市の制度に統一するものとする。
- (2) 国民健康保険料は、呉市の基準に統一するものとする。

16- 4 保健・医療制度の取扱い

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、川尻町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

16- 5 環境事業の取扱い

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、芸南衛生組合で実施しているし尿の収集処理体制（料金を含む）については、当分の間、現行のとおりとする。

16- 6 商工業・観光の振興

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、川尻町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

16- 7 農林水産業の振興

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、川尻町地域の農林水産事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

16- 8 まちづくり建設事業

- (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、川尻町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- (2) 町道、公園、住宅、港湾施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努めるものとする。

16- 9 教育・文化・スポーツの振興

- (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、川尻町地域の学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

- (2) 学校教育施設，文化・スポーツ施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努めるものとする。
- (3) 野呂山芸術村事業は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，地域の芸術文化の更なる振興に努めるものとする。

16-10 人権行政の取扱い

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，川尻町地域の人権政策・啓発事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。

16-11 コミュニティの振興等

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，川尻町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。

16-12 水道事業の取扱い

- (1) 川尻町の水道事業は，現行のとおり呉市が引き継ぐものとする。
- (2) 水道料金は，呉市の基準に統一するものとする。

16-13 下水道事業の取扱い

- (1) 川尻町の下水道事業は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，整備を図っていくものとする。
- (2) 下水道使用料は，呉市の基準に統一するものとする。
- (3) 下水道事業受益者負担金及び水洗便所改造資金貸付制度については，呉市の制度に統一するものとする。

16-14 消防・防災体制整備

- (1) 川尻町地域の消防，救急・救助等については，呉市消防本部（呉市消防局）が所管するものとする。
- (2) 川尻町の消防団は，全団員を呉市の消防団組織に統合し，再編整備していくものとする。

17 新市建設計画

合併後の建設計画は，別添の「呉市・川尻町合併建設計画（まちづくりビジョン）」に定めるところによるものとする。